

大田区立消費者生活センターからのお知らせ

不審な電話にはご注意ください！

<相談事例>

国の機関を名乗り、「2時間後に電話を停止する」という音声案内の電話がかかってきた。音声案内の後で番号を押すようにと誘導されたが不審に思いすぐに切断した。この対応で良かっただろうか。



<アドバイス>

公的機関や大手通信事業者などを名乗る不審な電話に関する相談が増えています。

- ・公的機関が電話を停止することに関して自動音声ガイダンスで連絡することは絶対にありません。
- ・相手方事業者の公式ホームページで架空請求の注意喚起を確認したり、正しい電話番号を調べて問合せを試みたりすることも真偽を確認する手段の一つです。
- ・電話の中で個人情報を聞かれても、絶対に教えないようにしましょう。自動音声ガイダンスが流れた場合は最後まで聞かずに切電することも大切です。
- ・非通知や知らない番号からの電話は、不審な電話のおそれがあります。普段から慎重に対応するようにしましょう。

[消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！]

相談専用電話 **03-3736-0123**

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン **188 (いやや)**

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)